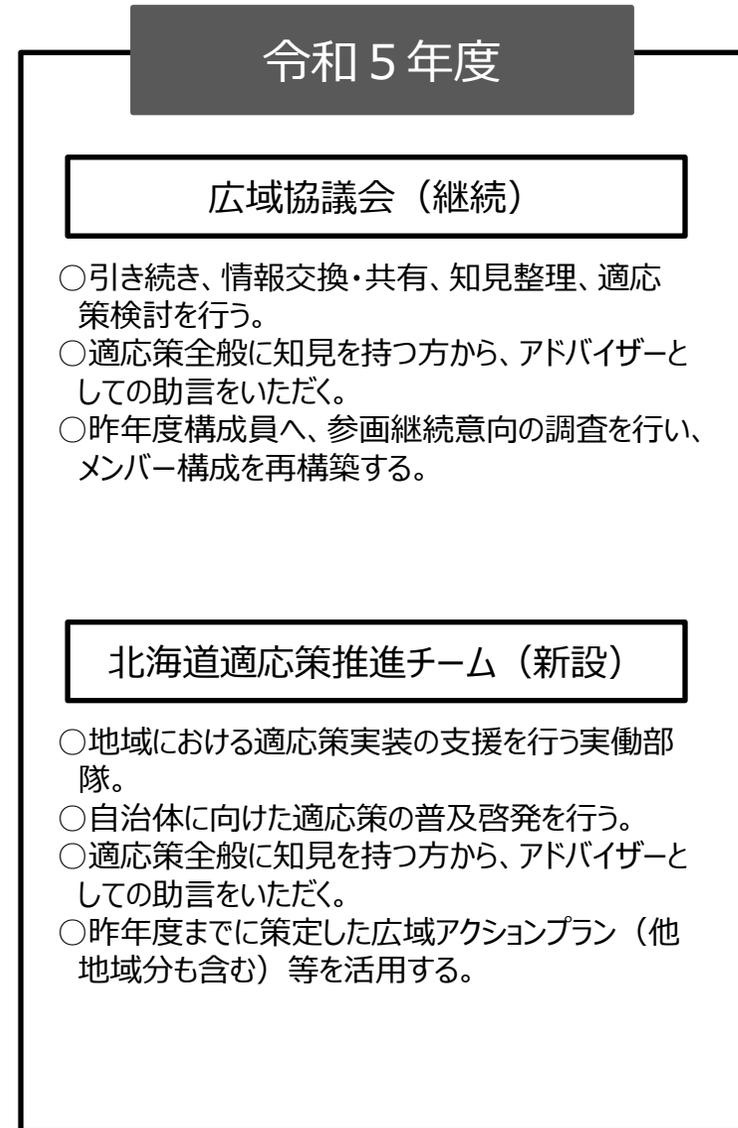
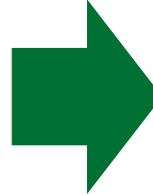
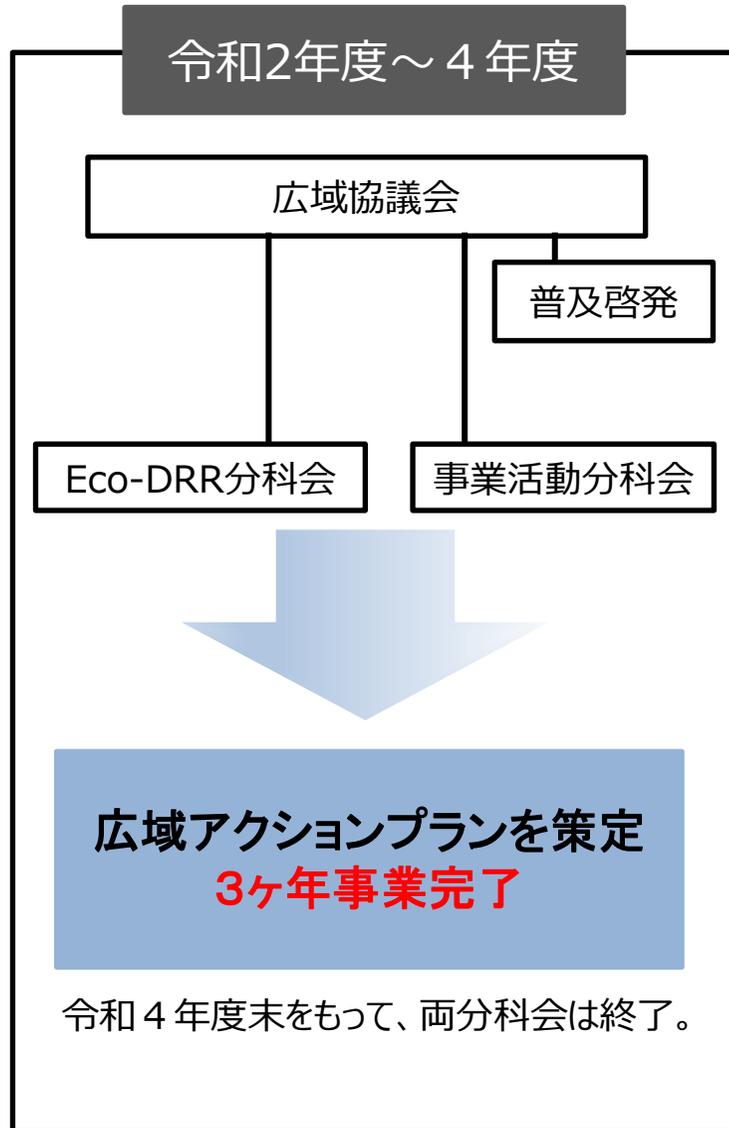


令和5年度気候変動適応地域づくり推進事業 北海道地域業務

令和5年10月3日

気候変動適応北海道広域協議会事務局
(環境省北海道地方環境事務所)

令和5年度の進め方（前年度からの移行）



気候変動適応北海道広域協議会

- ✓気候変動適応法による法定協議会。
- ✓道内における気候変動適応に関する施策や取組についての情報共有や意見交換、気候変動影響に関する科学的知見の整理及び適応策を推進する上での課題の整理等を目的とする。

活動内容共有

情報・助言

北海道適応策推進チーム

- ✓適応策普及啓発の実働部隊。
- ✓道内自治体の適応策実装を推進する(実装に至るための手段として、適応計画の策定を促す)。

アドバイザー 野口泉氏(北海道立総合研究機構)

国の地方支分部局
(農政事務所・森林管理局・開発局
・運輸局・気象台・環境事務所)

道内自治体
(札幌市・函館市・帯広市・釧路市・
苫小牧市・鶴居村・留寿都村)

チャレンジフィールド北海道
(ノーステック財団)

北海道／北海道気候変動適応センター

北海道立総合研究機構

北海道環境財団

国立環境研究所

北海道／北海道気候変動適応センター

北海道立総合研究機構

北海道環境財団

国立環境研究所

北海道地方環境事務所

事務局:北海道地方環境事務所

業務委託先:日本エヌ・ユー・エス株式会社

●気候変動適応北海道広域協議会

✓目的:気候変動適応法第14条第1項の規定により、北海道地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応北海道広域協議会を設置する。

✓協議事項

- ・気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有
- ・地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理
- ・地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討
- ・地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進

✓構成員

- ・気候変動適応に関連する国の出先機関
- ・昨年度から継続して参加を希望する自治体
- ・適応計画策定済の道内自治体(令和5年6月現在で11市町)のうち、参加を希望する自治体
- ・北海道気候変動適応センター(道庁地球温暖化対策課)
- ・気候変動適応に係わる研究機関
- ・事務局＝北海道地方環境事務所、日本エヌ・ユー・エス(株)

✓会議開催

- ・第10回広域協議会・・・令和5年10月3日開催
- ・第11回広域協議会・・・令和6年1月開催(予定)

✓その他

- ・気候変動適応全国大会(令和6年3月予定)にて、活動内容を発表する。

●北海道適応策推進チーム

- ✓目的:北海道内の自治体における適応策の実装は急務であるものの、人的資源の不足、知識不足、情報不足等の様々な理由により、順調に推進されているとは言い難い。そこで、自治体の適応策実装を推進するための普及啓発活動を行う北海道適応策推進チームを設置する。

- ✓活動内容
 - ・自治体等へ広く適応策の普及啓発を行う際の活用を目的として、気候変動適応の概略を説明する冊子を作成し、全市町村へ配布する。
 - ・自治体を対象とした、適応策の推進状況及び支援ニーズ等に関するヒアリングを実施する(今年度は10自治体程度)。
 - ・自治体職員を対象とした、適応策に関する勉強会(セミナー、ワークショップ等)を実施する(今年度は3自治体程度)。
 - ・広域協議会にて構成員に対し、活動内容の共有を行う。
 - ・必要に応じて、専門家や有識者の助言を受ける。

- ✓チームメンバー
 - ・北海道気候変動適応センター(北海道経済部ゼロカーボン推進局地球温暖化対策課)
 - ・北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
 - ・北海道環境財団 北海道地球温暖化防止活動推進センター
 - ・国立環境研究所 気候変動適応センター
 - ・北海道地方環境事務所 環境対策課
 - ・日本エヌ・ユー・エス(株)

- ✓チームミーティング開催
 - ・必要に応じて適宜開催する(今年度は4回程度を想定)。



気候変動適応北海道広域協議会事務局

(環境省北海道地方環境事務所 環境対策課)

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎3F

TEL:011-299-1952